

調査レポート

- 道内経済の動き
- 平成25年度北海道経済の見通し
- 「債権譲渡」について

2013
1

No.198



北洋銀行

www.hokuyobank.co.jp

● 目 次 ●

道内経済の動き.....	1
平成25年度北海道経済の見通し.....	4
経営のアドバイス：「債権譲渡」について	11
主要経済指標.....	17

道内経済の動き

道内景気は、持ち直しの動きが弱くなっている。

需要面をみると、個人消費は、乗用車販売台数がエコカー補助金終了後も前年並みを確保したものの、冬物衣料品の売れ行きが低迷するなど、総じて弱い動きが続いている。住宅投資は緩やかに持ち直している。公共投資は前年を上回っている。輸出は、サウジアラビアや台湾向けが増加している。

生産活動は落ち込んでいる。雇用情勢は有効求人倍率、新規求人数ともに改善が続いている。企業倒産は件数、負債総額ともに減少している。

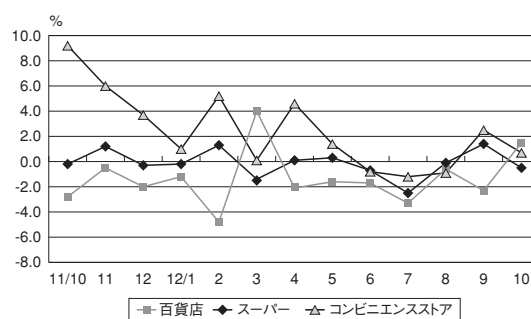
①個人消費～弱い動き

10月の大型小売店販売額（既存店ベース、前年比▲0.1%）は、2か月ぶりに前年を下回った。

百貨店（前年比+1.5%）は、身の回り品や飲食料品が前年を上回った。スーパー（同▲0.5%）は、身の回り品などが前年を上回ったが、主力の飲食料品や衣料品が前年を下回った。

コンビニエンスストア（前年比+0.7%）は、2か月連続で前年を上回った。

百貨店等販売額
（前年比）



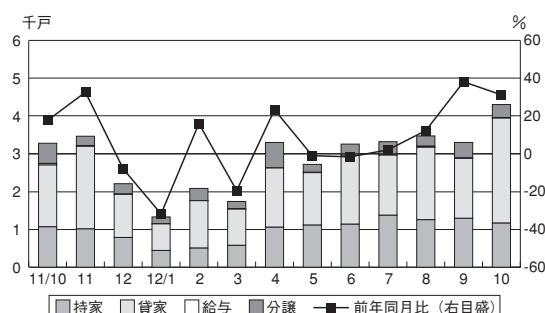
（資料：北海道経済産業局）

②住宅投資～4か月連続の増加

10月の新設住宅着工戸数は、4,303戸（前年比+31.2%）と4か月連続で前年を上回った。利用関係別では、分譲（同▲35.0%）が前年を下回ったが、持家（同+9.1%）、貸家（同+70.0%）が前年を上回った。

4～10月累計では、23,674戸（前年同期比+14.1%）と前年を上回って推移している。利用関係別では、持家（同▲0.6%）および分譲（同▲1.3%）は減少したが、貸家（同+31.4%）は前年を上回った。

住宅着工戸数

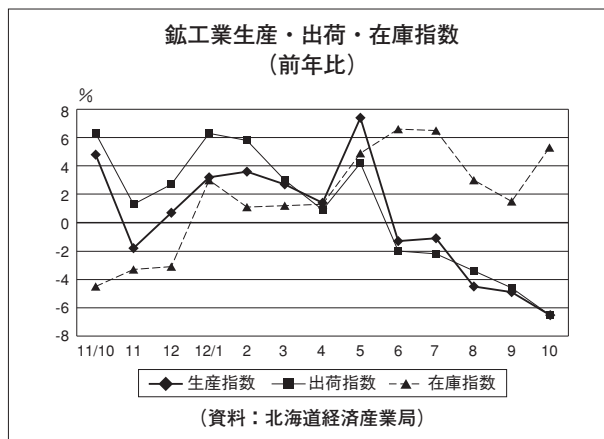


（資料：国土交通省）

③鉱工業生産～生産は5か月連続の低下

10月の鉱工業生産指数は、前月比で▲1.5%と3か月連続、前年比で▲6.5%と5か月連続でそれぞれ低下した。

業種別では、前年に比べ化学工業などが上昇したが、電気機械工業や鉄鋼業、印刷業などが低下した。

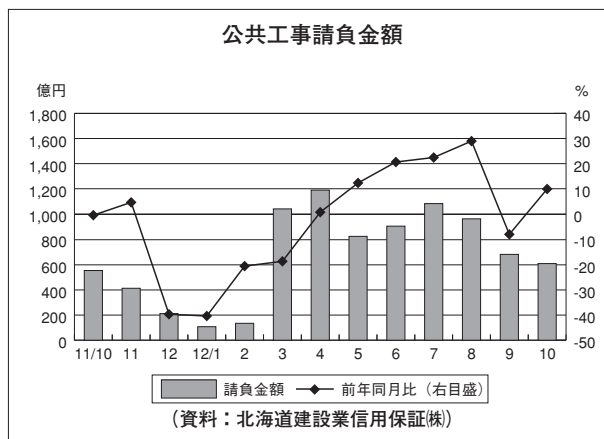


④公共投資～2か月ぶりの増加

10月の公共工事請負金額は、608億円（前年比+10.0%）と2か月ぶりに前年を上回った。

発注者別では、国（同▲11.0%）が前年を下回ったが、市町村（同+31.7%）や北海道（同+8.1%）などが前年を上回った。

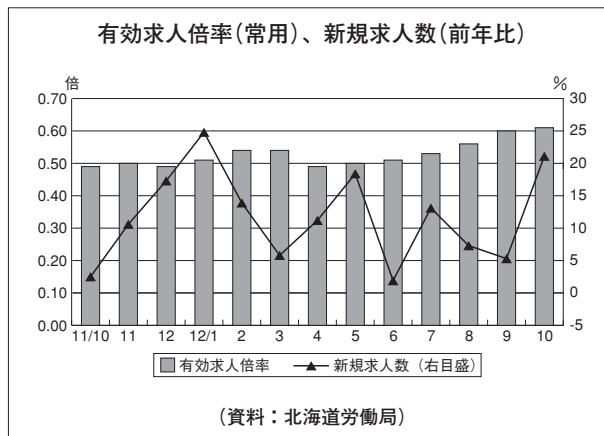
4～10月累計では、請負金額6,256億円（前年同期比+11.9%）と前年を上回った。



⑤雇用情勢～持ち直しの動きが続く

10月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.61倍となり、前月比では0.01ポイント、前年比では0.12ポイントそれぞれ上昇した。前年比は33か月連続の上昇となった。

新規求人数は、前年比21.1%の増加となり、33か月連続して前年を上回った。業種別では、医療、福祉（前年比+19.9%）や宿泊業、飲食サービス業（同+36.4%）、建設業（同+40.6%）など多くの業種で増加した。

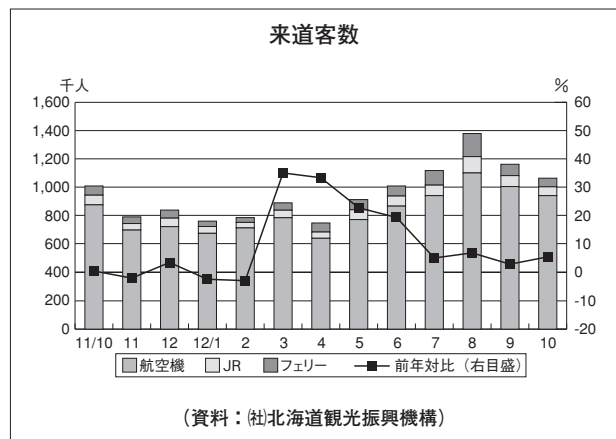


⑥来道客数～8か月連続で前年を上回る

10月の来道客数は、1,065千人（前年比＋5.5％）と8か月連続で前年を上回った。

4～10月累計では7,401千人（前年同期比＋11.3％）となり、東日本大震災前の水準を上回って推移している。

10月の新千歳空港国際線旅客輸送実績は、ソウル線や北京線の減少を台北線などが補い、前年比5.2％増加した。

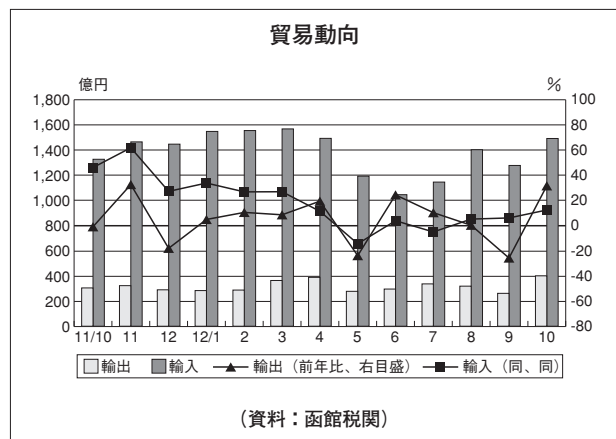


⑦貿易動向～輸出は2か月ぶりの増加

10月の道内貿易額は、輸出が前年比31.7％増の400億円、輸入が同12.5％増の1,490億円となった。

輸出は、石油製品などが減少したが輸送用機器や鉄鋼などが増加し、2か月ぶりに前年を上回った。

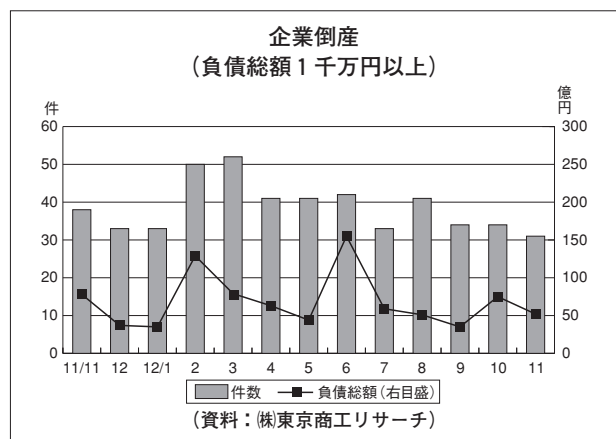
輸入は、原油及び粗油などが増加し、3か月連続で前年を上回った。



⑧倒産動向～件数、負債総額ともに減少

11月の企業倒産は、件数が31件（前年比▲18.4％）、負債総額が52億円（同▲33.3％）となった。件数は3か月ぶり、負債総額は2か月ぶりにそれぞれ前年を下回った。

業種別では、製造業が7件、建設業ならびにサービス・他が6件などとなった。



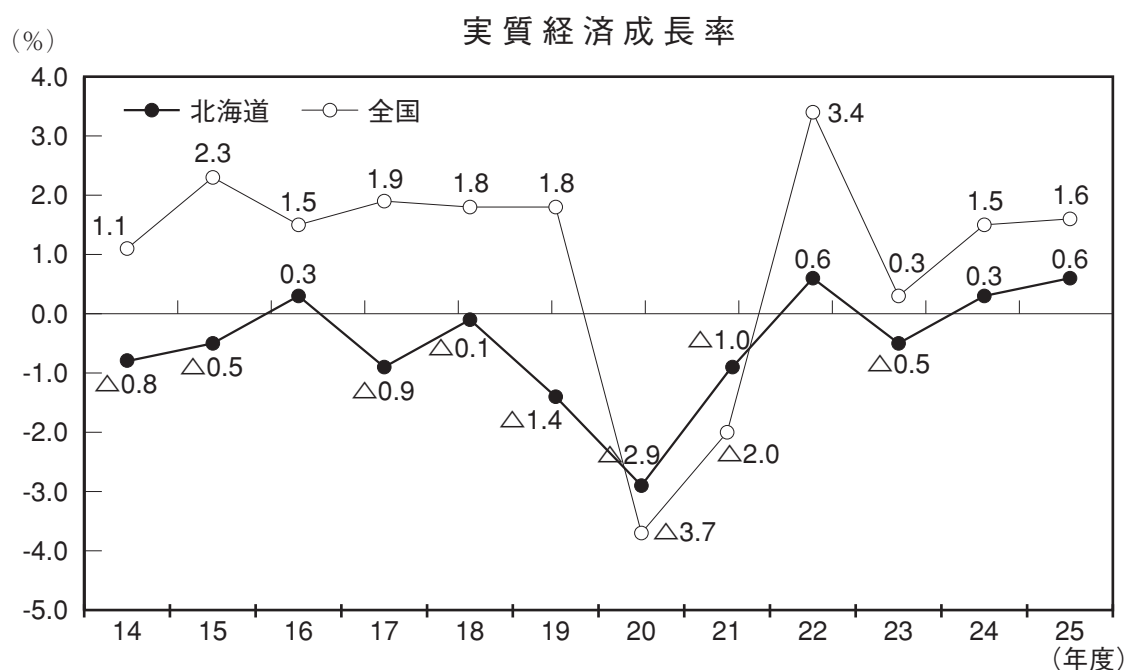
平成25年度北海道経済の見通し

要 約

北海道経済は、国内・海外からの観光客が震災前の水準にほぼ回復するなど持ち直し傾向が続いたが、国内経済減速の影響を受け、このところ足踏み感がみられる。25年度の道内経済は、26年4月からの消費税増税を控えた駆け込み需要から、高額商品の売行きや住宅着工が堅調に推移し、年度後半にかけて浮揚感がみられよう。

需要項目別にみると、個人消費は、駆け込み需要から増加しよう。住宅投資は、持ち家を中心に増加しよう。設備投資は、エネルギー関連投資などで増加しよう。公共投資は、国と地方自治体の財政面の厳しさから減少しよう。

この結果、実質成長率は0.6%（24年度0.3%）、名目成長率は0.4%（同0.1%）となろう。



- (注) 1. 全国は内閣府調べ。24、25年度は日本銀行政策委員「大勢見通し」(10月時点)の中央値。
2. 北海道は北海道総合政策部調べ。22年度以降は当行推計。
3. 全国は平成17暦年基準、連鎖価格方式。北海道は平成12暦年基準、固定基準年方式。

1. 平成24年度北海道経済の概況

(1) 国内経済の概況

24年度の国内経済は、東日本大震災の復興需要などから回復過程を辿ってきたが、海外経済の減速による輸出の減少やエコカー補助金の終了など政策効果が剥落するとともに夏場以降、停滞感がみられる。

今後を展望すると、欧州債務危機に対する不安が和らぎ、また米国における強制的な歳出削減と減税打ち切りなどの「財政の崖」が回避されるものとする、このところの円高修正も相まって輸出が持ち直し25年入り後、景気は緩やかな回復軌道に乗るものとみられる。

(2) 北海道経済の概況

現状の北海道経済は、建設関連での復興需要のほか、観光関連でも観光客が概ね震災前の水準に戻るなど緩やかな持ち直し過程にあるが、国内経済減速の影響を受け、やや足踏み感がみられる。

今後を展望すると需要面では、公共投資は国および地方公共団体の財政難に変わらないものの、新幹線関連工事が下支えしていることや補正予算の執行が見込まれることから幾分増加しよう。住宅投資は低水準ではあるが、貸家が堅調に推移し分譲住宅も前年実績を上回っていることから、増加しよう。設備投資は、医療福祉施設の新增設などから増加しよう。個人消費は、政策支援効果の剥落から家電製品などの売れ行きが減少傾向にあるほか、天候不順から季節商品が低迷するなど、弱含みで推移しよう。

生産面では、鉱工業生産は海外経済の減速などから自動車関連産業などで低迷しよう。また、小売業など広範な業種で販売価格の低下傾向が続いており、売り上げは伸び悩むこととなろう。

以上のような経済状況を勘案すると、24年

度道内経済成長率は実質成長率0.3%、名目成長率0.1%とみられる。

2. 平成25年度北海道経済の見通し

(1) 国内経済の概要

25年度の国内経済は、26年4月からの消費税増税（現行5%から8%に引き上げ）を意識した駆け込み需要が顕在化し、住宅投資や耐久消費財などの高額商品の売れ行きが堅調に推移しよう。

需要面をみると、個人消費は所得環境の厳しさが改善されず弱めの動きが続くものの、年度後半にかけて駆け込み需要が顕著になろう。公共投資は、復興需要が年度後半から減少傾向に転じるものとみられることから、24年度を下回ろう。住宅投資は、被災地の住宅再建と駆け込み需要から住宅着工戸数が増加しよう。設備投資は、災害リスクを意識した投資や情報通信関連投資などから増加しよう。輸出は、海外経済の持ち直しや円高修正が追い風となって増加しよう。

(2) 北海道経済の概要

北海道経済は、国内・海外からの観光客が震災前の水準に持ち直し、建設関連を中心に被災地復興による需要も寄与しよう。また、消費税増税を控えた駆け込み需要が徐々に顕在化し、景気は年度後半にかけて浮揚感を増すものとみられる。

需要面をみると、個人消費は震災後、一段と家計防衛意識が強まっているものの、駆け込み需要から高額商品を中心に盛り上がりを見せよう。設備投資は、再生可能エネルギー関連が活発化するため増加しよう。公共投資は減少傾向が続こう。住宅投資は駆け込み着工が顕著となり増加しよう。

生産面では、販売価格の低下傾向が続くものとみられるが、駆け込み需要から多くの業種で売り上げは増加しよう。

諸物価の今後の動向をみると、企業物価は、新興国の経済拡大により素材価格や国際商品価格が値上がり傾向にあることから上昇しよう。企業向けサービス価格は、企業の経費削減意識が徹底されており、弱めの動きとなろう。消費者物価は、円高修正を背景とした輸入製品の価格上昇はみられようが、消費低迷による販売競争の激化などから、総じて弱含みで推移しよう。

この結果、25年度道内経済成長率は実質成長率0.6%、名目成長率0.4%となろう。実質および名目ともに2年連続のプラス成長となろう。景気は幾分回復するものとみられるが、消費税増税を控えた駆け込み需要効果が一時的に押し上げるものであり、26年4月以降、その反動減が懸念される。

(3) 道内総生産（支出側）の動向

A. 民間最終消費支出

個人消費の動向を左右する雇用・所得環境をみると、海外・国内景気の不透明感が強まっていることから道内企業の人件費抑制志向に変わりなく、雇用環境は引き続き改善が見込まれるものの、所得環境は厳しさが続く。

雇用面では、道内企業の業況が緩やかに持ち直していることを反映し、人員確保の動きが強くなっている。特に建設関連業界では、復興工事により技能工不足が目立っているほか、高齢化社会の到来を背景に介護・福祉、医療関連業種などでも新規求人数が増加している。年齢層、業種、地域などにミスマッチもみられるが、有効求人倍率や失業率などは総じて好転しよう。一方、所得面では賃上げは低率にとどまり、企業業績が反映され易い賞与なども抑制されるものとみられることから、明確な改善は期待できない。

以上を背景に個人の消費マインドをみると、国の財政赤字拡大や高齢化社会の加速に

対する将来不安、社会保障費の負担増加などから不要不急の消費を敬遠する傾向が強い。消費税増税を控えた駆け込み需要が年度後半にかけて活発化しようが、最もその影響が顕われやすい一部の家電製品や自動車は近年の政策支援などにより需要が前倒しされているため、大幅な伸びとはならないものとみられる。

この結果、民間最終消費支出は実質成長率0.6%、名目成長率0.3%となろう。

B. 総固定資本形成

(a) 住宅投資

26年4月からの消費税増税を控え、25年入りから住宅市場に動意がみられよう。雇用や将来に対する不安は残るものの、金利や地価が低水準で推移していることも相まって、30歳代を中心に持ち家および分譲住宅の購入マインドが高まろう。また、貸家はサービス付高齢者向け住宅の政策支援策が終了することから、ほぼ横ばいとなろう。このため、新設住宅着工戸数は361百戸程度と、24年度実績見込み（340百戸程度）を上回るものとみられる。

この結果、住宅投資は実質成長率5.6%、名目成長率6.1%となろう。

(b) 設備投資

多くの道内企業は景気の先行き不透明感から、新規設備投資に対しては慎重姿勢にある。しかし、輸送機械関連での能力増強投資のほか、高齢化社会の本格的な到来を見越した医療・福祉施設の新增設などがみられよう。また、再生可能エネルギーが注目されていることから、日射量の多い道東を中心に太陽光発電設備の建設工事が活発となろう。

この結果、設備投資は実質成長率1.4%、名目成長率1.1%となろう。

（c）公共投資

近年、北海道新幹線建設工事<新青森―新函館（仮称）間>が公共投資を下支えしてきたが、ほぼピークを越えた。また、財政再建の観点から国および地方公共団体の公共投資予算は減少しよう。特段の景気対策が実施されないものとする、公共投資は削減を余儀なくされよう。

この結果、公共投資は実質成長率△3.7%、名目成長率△2.9%となろう。

C. 域際取引

移輸出では、震災復興の押し上げ効果や消費税増税前の駆け込みから国内需要が盛り上がり、工業品の出荷は幾分増加しよう。また、道産品の人気を反映した農畜産品の出荷も増加が見込まれる。観光関連では、LCC（格安航空会社）の相次ぐ就航もあり国内からの観光客は増加しよう。外国人観光客は、日中間の冷え込みにより中国人観光客の減少が懸念されるが、円高修正の効果もあり他の東南アジア諸国からの観光客は増加しよう。

この結果、移輸出は実質成長率1.7%、名目成長率2.4%となろう。

移輸入は、火力発電所向けの重油の輸入が増加するほか、海外への旅行客の増加も見込まれる。また、移入は廉価な商品のほか駆け込み需要から家電製品や自動車など高額商品も増加しよう。

この結果、移輸入は実質成長率1.1%、名目成長率2.2%となろう。

（4）道内総生産（生産側）の動向

一次産業では、24年度の農業は天候に恵まれたこともあり、水稻はじめ多くの作物で23年度の収量を上回り、生乳生産も堅調に推移した。25年度は、作況が平年並みとすると耕作部門はコメの価格上昇が見込まれるが生産

目標が減少したこともあり、横ばいにとどまろう。畜産部門は、生乳生産が国内需要の回復から増加が見込まれる。総じてみれば、農業総生産は0.3%増とみられる。林業は、新設住宅着工戸数の増加が見込まれるものの、安価な輸入材との競合から道産材の需要が低迷し、総生産は0.9%減とみられる。水産業は、24年度は秋サケをはじめ多くの魚種で不漁となった。25年度はこれらの漁獲量がある程度回復するものとする、総生産は1.8%増とみられる。

この結果、一次産業総生産は0.5%増となろう。

二次産業では、製造業は、海外経済の回復により輸送用機械などの輸出が増加するものとみられるほか、駆け込み需要による生産増加もあり、総生産は0.8%増とみられる。建設業は、住宅投資および設備投資が増加するものの公共投資は減少し、総生産は0.6%減とみられる。

この結果、二次産業総生産は0.1%増となろう。

三次産業では、将来不安による消費者の家計防衛意識は強く、また企業間競争の激化から販売価格の低下傾向は続くものとみられる。しかし介護・福祉、医療関連などは底堅く推移しよう。節電・省エネを意識した商品も堅調な動きとなろう。自粛ムードの薄らいだサービス産業や観光関連産業も持ち直すものとみられる。また消費税増税を控え、年度後半にかけて高額商品を中心に駆け込み需要が盛り上がりを見せよう。

この結果、三次産業総生産は0.4%増となろう。

（平成24年12月12日公表）

(第1表) 道内総生産(支出側)

(単位: 億円、%)

項 目	名 目 値 () 内は前年度比伸び率			実 質 成 長 率		
	23年度 (実績見込み)	24年度 (実績見込み)	25年度 (見通し)	23年度	24年度	25年度
民間最終 消費支出	109,691 (△1.3)	108,694 (△0.9)	109,028 (0.3)	△0.6	△0.3	0.6
政府最終 消費支出	51,073 (0.8)	51,421 (0.7)	51,939 (1.0)	0.9	0.7	0.5
総固定 資本形成	30,586 (△4.1)	31,466 (2.9)	31,517 (0.2)	△4.2	2.7	△0.1
住宅投資	4,169 (3.3)	4,383 (5.1)	4,652 (6.1)	2.6	5.3	5.6
設備投資	13,718 (△1.3)	13,968 (1.8)	14,125 (1.1)	△1.4	1.9	1.4
公共投資	12,699 (△8.9)	13,115 (3.3)	12,740 (△2.9)	△9.5	2.8	△3.7
移 輸 出	55,302 (△2.4)	56,252 (1.7)	57,612 (2.4)	△2.8	2.4	1.7
移 輸 入 (控 除)	69,017 (△1.8)	70,087 (1.6)	71,658 (2.2)	△2.5	2.6	1.1
道内総生産 (支出側)	178,745 (△1.0)	178,846 (0.1)	179,513 (0.4)	△0.5	0.3	0.6

在庫増・統計上の不突合を除いているので、合計は道内総生産と一致しない。

(第2表) 道内総生産(生産側)

(単位:億円、%)

項 目	23年度 (実績見込み)	24年度 (実績見込み)	25年度 (見通し)	前 年 度 比 伸 び 率		
				23年度	24年度	25年度
一次産業	7,057	7,103	7,138	1.8	0.7	0.5
農 業	5,181	5,312	5,326	2.1	2.5	0.3
林 業	447	424	420	1.6	△5.1	△0.9
水 産 業	1,429	1,367	1,392	0.7	△4.3	1.8
二次産業	27,194	27,444	27,485	△0.8	0.9	0.1
鉱 業	264	271	273	3.3	2.7	0.7
製 造 業	15,083	15,148	15,264	0.8	0.4	0.8
建 設 業	11,847	12,025	11,948	△2.9	1.5	△0.6
三次産業	149,503	149,327	149,920	△1.1	△0.1	0.4
卸・小売業	22,094	22,030	22,282	0.7	△0.3	1.1
金融・保険・ 不動産業	30,710	30,838	30,889	0.2	0.4	0.2
電気・運輸・ サービス業	62,755	62,582	62,968	△2.5	△0.3	0.6
政府・対家 計サービス	33,945	33,877	33,781	△0.7	△0.2	△0.3
控除項目 (帰属利子等)	5,010	5,028	5,030	0.8	0.4	0.0
道内総生産 (生産側)	178,745	178,847	179,513	△1.0	0.1	0.4

(第3表) 実質成長率の増加寄与度

(%)

項 目	23年度	24年度	25年度
民間最終消費支出	△0.4	△0.2	0.4
政府最終消費支出	0.2	0.2	0.1
総固定資本形成	△0.8	0.5	△0.0
住宅投資	0.1	0.1	0.1
設備投資	△0.1	0.2	0.1
公共投資	△0.7	0.2	△0.3
移輸出	△0.9	0.7	0.5
移輸入 (控除)	△0.9	0.9	0.4
道内総生産 (支出側)	△0.5	0.3	0.6

在庫増・統計上の不突合を除いているので、合計は道内総生産と一致しない。

「債権譲渡」について

金融財政事情研究会出版部嘱託
(元北洋銀行融資第二部指導役)

高橋 俊樹

債権譲渡とは、債権内容の同一性を保ちながら契約によって債権を移転することをいい、商取引においても、日常頻繁に行われています。たとえば、Aの有するBに対する売掛債権を、そっくりAからCへ譲り渡すことをいい、売掛債権の債務者であるBにとっては、債権者がAからCへ交代することになります。受取手形を、自らの債務弁済に代えて他者に譲渡すること（回し手形）や金融のため金融機関等へ割引に持ち込むこと（手形割引）は債権譲渡の一種であり、債権者に対して保有する売掛債権を以って代物弁済することや、金融機関へ借入等の担保として売掛債権や受取手形を差し入れることも債権譲渡に該当します。最近では売掛債権を電子記録債権として譲渡することもあります。また取引金融機関から、「当金融機関が貴殿に融資している貸出債権を、今般Aサービサー（債権回収業者）に譲渡致しました。」という通知を受け取る事態もあるでしょうが、これも債権譲渡です。

そこで今回は「債権譲渡」について、その法的な意義や取引上の留意点等を話すことに致します。

◆債権譲渡の法的意義

債権は、その性質上許されない場合を除き、これを譲り渡すことができます（民法466条1項）。そして債権譲渡契約は、債権者（譲渡人）と譲受人との間の諾成かつ不要式の契約であり、債務者は原則として当事者ではありません。したがって、債務者の意思に反して譲渡することも可能です。ただし、債権の性質がこれを許さないときや、法律上の譲渡制限があるとき（たとえば、民法881条の扶養義務請求権など）は、譲渡が制限されます。

a. 譲渡禁止特約

当事者間に譲渡禁止特約がある場合にも、債権の譲渡は制限を受けます。しかしこの特約は、善意の第三者に対抗することはできません（民法466条2項）。

譲渡禁止特約の存在を知りながら当該債権を譲り受けた者に対して債務者が承諾を与えた場合は、当該債権譲渡は譲渡時に遡って有効となります（最高裁判決昭和52.3.17）。譲渡禁止特約はもっぱら債務者の利益のためにあるとされているからです。この場合でも、債務者の承諾前に現れた第三者に対しては、当該債権譲渡の効力を主張することはできません（最高裁判決平成9.6.5）。譲渡禁止特約は、銀行預金や公共団体にかかる建設工事の請負代金契約に多くみられます。

（参考）銀行預金の譲渡禁止特約の効力

銀行預金を代物弁済として譲り受けた者が銀行に対して当該預金の払出しを求め、銀行が譲渡禁止特約の存在を理由にそれを拒んだ裁判について、最高裁は、銀行預金に譲渡禁止特約が存在することは銀行取引経験者にとって周知の事実であって、それを知らないことは重大

な過失であり悪意と同様に取り扱うべきとして、預金の譲受人を善意の第三者と認めず銀行の払出し拒否を認め（最高裁判決昭和48.7.19）、以後、預金債権は譲渡禁止特約を以って債権譲渡に対抗できるとされています。

b. 債権譲渡の第三者対抗要件

前述のとおり、債権譲渡契約自体は債権者（譲渡人）と譲受人の合意のみで有効に成立しますが、民法は、指名債権（売掛債権など、債権者が特定されていて債権の成立・譲渡のために証書の作成・交付を要しない債権）については、譲渡人による当該債権の債務者に対する通知、または債務者による承諾を、債務者その他第三者への対抗要件としています（同法467条1項）。これらの通知または承諾は確定日付ある証書（公正証書、内容証明郵便等）によらなければ、債務者以外の第三者に対抗できません（同法467条2項）。

なお、債務者が異議をとどめずに前記の承諾をしたときは、譲渡人（前債権者）に対抗できた事由があっても、それを以って譲受人（新債権者）に対抗することはできません。この場合、債務者が譲渡人に対して弁済をした部分があればそれを取り戻して旧に復し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとすることができます（民法468条1項）。しかし、譲渡人が債務者の承諾を得ることなく譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じていた事由を以って、譲受人に抗弁することができます（同法468条2項）。

このように民法は、債権譲渡について第三者に対する関係では対抗要件主義を採用し、複数の債権譲渡が競合したときは対抗要件を先に備えた方が勝ちとされています。

債権譲渡通知は、譲渡人から債務者に対して行うべきものとされ、譲受人が譲渡人に代位して通知を行うことは不可とされていますが（大審院判決昭和5.10.10）、譲受人が譲渡人の代理人または使者として行った通知は有効とされ（大審院判決昭和12.11.9）、実務上はこれが頻繁に利用されています。

債務者の承諾については、債権譲渡の事実を認識した旨の債務者の表明で足り、その相手方は譲渡人、譲受人のいずれであっても構いません。

第三者対抗要件については、「動産・債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（動産・債権譲渡特例法：平成17.10.3施行）に基づく特例があり、後述のように集合債権譲渡については民法上の対抗要件に代えてこちらが適用されます。

また債権譲渡であっても、手形取引にかかるものについては手形法が、電子記録債権には電子記録債権法が適用されます。（電子記録債権については、当調査レポート156号4ページ所載の拙稿「電子記録債権をご存知ですか」を参照してください。）

◆債権譲渡担保契約

債権は担保目的で譲渡されることもあります。譲渡担保は法定の典型担保ではありませんが、実質的に担保的機能が備わっている非典型担保の一種で、債権保全のために物の所有権などを債

権者に移転する制度です。財産的価値のある譲渡可能なものであれば担保目的とすることができ、優先弁済を受けるための換価手続が比較的容易であるため、金融目的の担保として広く利用されています。

譲渡担保は権利移転形式の担保なので、第三者に対抗するには対抗要件を具備する必要があります。したがって登記・登録すべき権利については、それぞれ移転の登記・登録が必要です。動産については引渡しを要しますが、実務上は占有改定による引渡しが行われ、担保設定者が引き続き目的物の占有使用を継続することになります。

譲渡担保の被担保債権が弁済されないときは、担保権者は原則として目的物を換金処分して元利金に充当し、残金があればこれを債務者に返還しなければなりません。

売掛債権や請負代金等の指名債権は、譲渡担保の目的物として広く利用されています。現に発生している債権のほか、将来発生することが見込まれる債権（将来債権）も対象とすることができます。また金融担保機能をさらに発揮するために、多数の債権をまとめて担保差し入れする工夫がなされ（集合債権担保）、民法上の対抗要件具備方式（債務者への通知または債務者の承諾）では対応が困難となってきたことに鑑み、前記の「動産・債権譲渡特例法」が制定されることになりました。

◆集合債権・将来債権の譲渡担保と対抗要件

a. 譲渡担保契約における対抗要件具備の難点

債権譲渡においては、たとえ担保目的であっても、文字通り債権が確定的に譲渡されます。それゆえ、民法上は厳しい第三者対抗要件具備が必要とされ、譲渡人が現に債権を有していること、および他に優先する権利者がいないことを、債務者の下で確認すべきものとされています。しかし債権の譲渡人にとって、債権を第三者に担保として差入譲渡した事実が当該債権の債務者に知れることは、自らの信用力不足を疑われる懸念があり、極力これを回避したがるものです。そこで債権の譲渡担保差入れにおいては、譲渡事実を直ちに債務者に通知せず、譲渡人から譲受人（すなわち担保権者）に債務者宛譲渡通知の代理権限を付与しておき、将来通知の必要が生じたときに譲受人が譲渡人の代理人として債務者宛通知を行う方式が採用されてきました。

しかし近年、複数の債権をまとめて譲渡担保に供する集合債権譲渡担保や、将来発生が見込まれる債権を譲渡担保の目的とする将来債権譲渡担保の利用が活発化するに伴い、前記のような民法上の対抗要件具備方式では対応できないケースが頻繁に発生することになりました。

（注）集合債権譲渡担保契約において、譲渡合意の段階では対抗要件を充たさず、譲渡の予約ないし停止条件付の譲渡契約としておき、予約完結ないし停止条件成就段階で合意時点に遡って対抗要件を生じせしめる方式については、最高裁が対抗要件の遡及効を否定しました（平成13.11.27判決）。また、前記の予約・停止条件付債権譲渡については、破産法上の対抗要件の否認要件（権利変動等があった日から15日経過後の対抗要件具備を否認対象とするもの）の関連で、15日経過の起算日を、予約完結ないし停止条件成就時とするものと譲渡契約日とするものの2つの下級審判決が対立しましたが、最高裁は、このような債権譲渡契約は破産手続の下

ではそもそも偏頗行為の否認対象とすべきものと判示し（平成16.7.16判決）、このような試みは否定されてしまいました。

b. 動産・債権譲渡特例法による対抗要件

債務者数が多数に上る債権譲渡契約においては、民法が定める債務者ごとの対抗要件具備が困難であるので、それを解決するために「動産・債権譲渡特例法」(以下、「特例法」) による新たな対抗要件具備方式が制定されました。これは債務者に直ちには譲渡事実を通知しないサイレント方式による債権譲渡ニーズにこたえる一方、債権を担保として譲り受けた者に、当該債権を担保権として登記により公示する道を開いた点に特色があります。

c. 第三者対抗要件と債務者対抗要件の分離

特例法では、第三者対抗要件と債務者対抗要件を分離しています。

対第三者（たとえば破産管財人）においては、以下に述べるような公示機能を有する対抗要件を具備すればよく、逐次債務者の下で確認を取る必要はありません。

具体的には、東京法務局中野出張所が窓口となっている「債権譲渡登記ファイル」に電磁的な記録を登記することで、確定日付ある通知の到来と同一の効果を認める制度設計がなされています。これに加えて、譲渡人の本店所在地の登記所に備えられた「債権登記事項概要ファイル」に、債権譲渡登記事項の概要が自動的に記録される仕組みとなっており、かつ、譲渡人の商号や住所の商業登記簿上の変更登記がなされた場合は直ちにその内容がこのファイルに自動的に反映されるので、債権譲渡登記の検索者にとっての利便性が確保されています。その反面、この仕組みを維持するため、特例法による対抗要件具備の適用は譲渡人が法人の場合に限定されています。

債権譲渡登記データの開示は、登記事項証明書や登記事項概要証明書または概要記録事項証明書（債権登記事項概要ファイルの内容に係る証明書）の発行によりなされます。登記事項概要証明書および概要記録事項証明書は誰でも取得することができますが、登記事項証明書は譲渡人を通じて登記所から交付を受けます。

一方、対債務者の対抗要件は、登記事項証明書の交付を受けた譲渡人または譲受人からの登記内容の通知、あるいは債務者の承諾であり、債務者はその時点までに生じた抗弁事由により譲受人に対抗することができます。

d. 集合債権譲渡担保の留意点

集合債権譲渡担保とは、現在有している債権および将来発生する債権を一括して譲渡担保の目的物にするものです。売掛債権、賃料債権、医療機関の診療報酬債権など、将来に亘り発生が確実視される債権は担保の目的物に適しているので、現在、集合債権譲渡担保は実務上広く用いられています。

ところで、集合債権譲渡担保契約の締結に際しては、①将来発生することが明確でない債権も

対象とできるか、②その範囲を特定（限定）する必要があるか、の2点が問題となります。最高裁判決ではこの点について、①については、債権譲渡時から8年超に亘る診療報酬債権の譲渡を有効とするなど、債権の発生可能性を広く認める一方、②については、債権の発生原因、譲渡額、発生ないし弁済期の始期と終期を明確にするといった方法で、担保となる債権の範囲を特定するよう求めています（最高裁判決平成11.1.29）。なお、一切の将来債権を担保に取るという契約は、たとえ前記①および②の要件をクリアーしていても、譲渡人の経済活動を阻害し、かつ他の債権者に不当な不利益を与えるもので、公序良俗に反し無効であると解されています。

債務者不特定の将来債権の譲渡登記については、債務者の氏名・住所が必要的記載事項から外されたため、現在では登記可能となりました。

また、貸金業法上の貸金業者である消費者金融会社が貸金債権を譲渡するに際しては、当該譲渡により貸金業法上の行為規制を潜脱することのないよう、譲受人に対しても貸金業法の規制の一部が準用されます。具体的には、契約締結前および締結時の書面の交付、受取証書の交付、取立行為の規制などがあります。

◆債権譲渡における諸問題

最後に、主に譲渡債権の債務者の立場からみた債権譲渡にかかる問題点や留意点を、いくつか挙げてみます。

a. 債権の二重譲渡

まず債権の二重譲渡にかかる問題です。たとえば、AがSに対して有する売掛債権をBとCに相次いで譲渡した場合、B、C間の優劣はどのように決めるのか、また債務者Sは期日到来時の弁済をどのようにすべきか、というケースです。

前述のように債権譲渡に係る第三者対抗要件は、譲渡人からの債務者への通知または債務者の承諾です。しかしこの通知・承諾は、確定日付ある証書でなければ債務者以外の第三者には対抗できないこととされており、したがって前記事例におけるB、C間の優劣は、いずれの通知に確定日付があるかで決定します。双方に確定日付があるときは、確定日付先後に関係なく債務者Sの下への通知到達の先後で決めます。なお、確定日付は通知書または承諾書の書面上にあればよいとされています。通知と承諾の間に優劣はなく、確定日付ある債権譲渡通知が債務者の下に到達後、別の債権譲渡に対し債務者が確定日付ある承諾を行っても、前者の譲受人が優先します。

複数の債権譲渡通知が同時間帯に債務者の下へ到達した場合や到達の先後が不明の場合においては、各譲受人は譲受金額の全額を債務者に請求できるとした判例があります。この場合、債務者はそのうちの一人の請求に基づき全額弁済をすれば免責されますが、同順位の譲受人が他に存在することを理由に弁済の責任を免れることはできません（最高裁判決昭和55.1.11）。この点については、譲受人間の順位は同列であり、互いに他の譲受人に対して自分のみが唯一の優先的譲受債権者であると主張することは許されないとした判決もあります（最高裁判決昭和53.7.18）。これは同順位の譲受人間での債権額に応じた按分配当を認める趣旨とも考えられますが、そこまで明確にした最高裁判決は出ていません。ただし債務者が債権者不確知を理由に弁

済金を供託したときは、各譲受人は当該供託金額を債権額で按分した額の供託金還付請求権をそれぞれ取得するとした判例があります（最高裁判決平成5.3.30）。

なお、民法上の通知・承諾と特例法に基づく登記が競合したときは、債権譲渡通知の到達時または承諾時と債権譲渡登記時の先後により判断されます。

債務者にとって、債権譲渡につき承諾を与えた場合は当然に、譲渡通知を受けたときは原則的に譲受人に弁済をすればよいこととなりますが、前記事例のように二重譲渡がなされ、あるいは債権差押えと債権譲渡が競合しているような場合など、どれが正当な弁済先か判然としないときは、弁済金を供託することが望ましいといえます。

ここで債権の二重譲渡における債務者の弁済義務と弁済の効果についてまとめてみます。二重譲渡の一方の譲渡通知には確定日付がなく、他方には確定日付があり、前者の通知が先着したために債務者が支払をした場合、先着した通知にかかる弁済は、他方の譲受人が第三者対抗要件を充足する以前になされているので有効です。しかし、債務者が先着した譲渡通知に対する弁済をする前に、確定日付ある譲渡通知が届いたときはそれが優先する譲受人となるので、後者に対し弁済する義務があります。いずれの譲渡通知にも確定日付がない場合は、一般的に、いずれかの譲受人に弁済すれば有効で、それを以って免責されると考えられます。しかし後の争いを回避するには、譲渡人および各譲受人とコンタクトを取ったうえで、弁済金を供託をすることが無難でしょう。

b. 債務者による異議を留めない承諾

債務者が異議を留めないで行った承諾は、たとえ譲渡人（前債権者）に対抗できた事由があっても、譲受人には対抗できません。たとえば、前債権者との間で同時履行の抗弁権があっても、その点の異議を留めずに譲渡の承諾を与えると譲受人にはその抗弁ができなくなります。しかも「異議を留めない承諾」とは、単に留保を付けずに譲渡の事実の認識を表明することで足りるとされ、債務者としては抗弁事由があるときはそれを明確に表明することが必要です。

最近増加しつつある金融機関からサービスへの債権譲渡についても解説したいところですが、今般は紙数が尽きました。また次の機会にしたいと思います。

主要経済指標（1）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)	17年=100	前年同月比(%)
20年度	96.1	△ 7.8	94.4	△ 12.7	98.2	△ 5.8	95.0	△ 12.6	102.5	△ 2.4	95.3	△ 5.2
21年度	90.1	△ 6.2	86.1	△ 8.8	92.7	△ 5.6	87.1	△ 8.3	90.8	△ 11.4	89.5	△ 6.1
22年度	93.5	3.8	94.1	9.3	96.5	4.1	95.3	9.4	92.0	1.3	93.0	3.9
23年度	94.4	1.0	93.2	△ 1.0	99.5	3.1	93.4	△ 2.0	93.1	1.2	101.9	9.6
23年 7～9月	94.9	1.2	93.7	△ 0.9	100.6	4.7	94.3	△ 1.6	87.3	△ 3.0	102.9	6.0
10～12月	93.6	1.2	94.1	△ 1.6	99.1	3.5	94.6	△ 2.2	86.3	△ 3.1	101.5	3.8
24年 1～3月	96.6	3.2	95.3	4.8	100.5	5.0	95.4	4.1	90.4	1.2	107.5	9.6
4～6月	94.2	2.4	93.4	5.3	97.9	0.9	95.2	8.0	90.5	6.6	107.5	6.3
7～9月	r 91.1	△ 4.1	89.5	△ 4.6	r 96.7	△ 4.0	90.1	△ 4.5	88.6	1.5	107.8	4.8
23年 10月	94.5	4.8	94.5	0.9	100.0	6.3	94.8	0.0	85.8	△ 4.5	103.8	7.5
11月	92.0	△ 1.8	92.9	△ 2.9	98.0	1.3	93.0	△ 4.1	86.0	△ 3.3	103.3	8.6
12月	94.3	0.7	95.0	△ 3.0	99.4	2.7	96.1	△ 2.4	86.3	△ 3.1	101.5	3.8
24年 1月	96.8	3.2	95.9	△ 1.6	101.1	6.3	95.0	△ 1.5	90.3	3.0	103.6	2.5
2月	96.3	3.6	94.4	1.5	99.7	5.8	95.3	1.5	89.1	1.1	103.1	1.0
3月	96.6	2.7	95.6	14.2	100.8	3.0	95.8	11.9	90.4	1.2	107.5	9.6
4月	95.8	1.4	95.4	12.9	99.7	0.9	96.4	16.0	91.5	1.3	109.6	10.8
5月	93.3	7.4	92.2	6.0	95.7	4.2	95.1	11.7	92.7	4.9	108.8	4.7
6月	93.4	△ 1.3	92.6	△ 1.5	98.3	△ 2.1	94.2	△ 1.1	90.5	6.6	107.5	6.3
7月	94.1	△ 1.0	91.7	△ 0.8	100.1	△ 2.1	91.3	△ 1.8	91.1	6.5	110.6	9.4
8月	91.0	△ 4.5	90.2	△ 4.6	96.9	△ 3.5	91.5	△ 3.3	90.0	2.9	108.8	5.9
9月	r 88.3	△ 6.7	86.5	△ 8.1	r 93.0	△ 6.4	87.6	△ 8.4	88.6	1.5	107.8	4.8
10月	p 87.0	△ 6.5	p 88.1	△ 4.3	p 92.1	△ 6.5	p 87.6	△ 4.7	p 90.4	5.3	p 108.1	4.2
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度、前年同月比は原数値による。
 ■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
20年度	933,720	△ 5.6	206,589	△ 4.2	283,317	△ 6.5	78,442	△ 6.7	650,404	△ 5.2	128,147	△ 2.5
21年度	920,855	△ 3.6	195,675	△ 6.4	246,086	△ 4.6	70,544	△ 8.6	674,769	△ 3.3	125,131	△ 5.1
22年度	935,299	△ 1.2	195,785	△ 2.0	220,233	△ 3.0	67,267	△ 3.1	715,067	△ 0.6	128,518	△ 1.4
23年度	948,544	△ 1.0	197,008	△ 0.9	214,071	△ 2.5	67,231	△ 0.0	734,473	△ 0.6	129,777	△ 1.3
23年 7～9月	230,622	△ 1.6	48,145	△ 1.7	51,123	△ 4.2	15,858	△ 1.6	179,499	△ 0.8	32,287	△ 1.7
10～12月	257,859	△ 0.3	53,337	△ 1.3	60,632	△ 1.8	19,287	△ 0.6	197,228	0.2	34,049	△ 1.7
24年 1～3月	229,406	△ 0.3	48,074	1.3	52,536	△ 0.5	16,361	3.9	176,870	△ 0.2	31,714	△ 0.1
4～6月	230,401	△ 0.5	47,099	△ 1.3	48,871	△ 1.8	15,528	△ 0.2	181,530	△ 0.1	31,572	△ 1.9
7～9月	r 229,509	△ 0.8	47,396	△ 2.2	49,865	△ 2.2	15,447	△ 1.6	r 179,644	△ 0.5	31,949	△ 2.5
23年 10月	77,407	△ 0.8	16,057	△ 1.4	17,670	△ 2.8	5,512	△ 0.8	59,737	△ 0.2	10,545	△ 1.7
11月	77,517	0.8	16,370	△ 2.5	17,949	△ 0.5	5,891	△ 2.2	59,568	1.2	10,479	△ 2.7
12月	102,936	△ 0.7	20,910	△ 0.3	25,012	△ 2.0	7,884	0.7	77,923	△ 0.3	13,026	△ 0.9
24年 1月	78,927	△ 0.4	17,383	△ 1.2	18,830	△ 1.2	5,974	△ 1.2	60,097	△ 0.2	11,408	△ 1.2
2月	70,625	△ 0.1	14,659	0.2	15,169	△ 4.8	4,691	△ 0.5	55,456	1.3	9,969	0.6
3月	79,854	△ 0.2	16,032	5.1	18,537	4.0	5,696	14.2	61,317	△ 1.4	10,337	0.5
4月	77,661	△ 0.4	15,664	△ 0.6	16,509	△ 2.1	5,184	1.5	61,151	0.1	10,480	△ 1.6
5月	77,096	△ 0.1	15,753	△ 0.8	16,218	△ 1.6	5,126	△ 0.9	60,879	0.3	10,628	△ 0.7
6月	75,644	△ 0.9	15,682	△ 2.6	16,144	△ 1.7	5,218	△ 1.2	59,500	△ 0.7	10,464	△ 3.3
7月	80,472	△ 2.7	17,123	△ 4.4	18,831	△ 3.3	6,209	△ 3.3	61,641	△ 2.5	10,914	△ 5.0
8月	77,370	△ 0.2	15,568	△ 0.9	15,489	△ 0.6	4,545	△ 0.8	61,881	△ 0.1	11,023	△ 0.9
9月	r 71,667	0.6	14,705	△ 1.0	15,545	△ 2.3	4,693	△ 0.0	r 56,122	1.4	10,012	△ 1.5
10月	p 77,381	△ 0.1	p 15,676	△ 3.2	p 17,748	1.5	p 5,349	△ 2.2	p 59,633	△ 0.5	p 10,328	△ 3.7
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は既存店ベースによる。
 ■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（２）

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前 年 同 月比(%)	億円	前 年 同 月比(%)	22年=100	前 年 同 月比(%)	22年=100	前 年 同 月比(%)	円／ドル	円 月(期)末
20年度	430,624	4.8	80,556	5.4	103.1	1.4	102.1	1.1	100.46	8,110
21年度	430,922	△ 1.4	79,383	△ 4.2	100.1	△ 2.9	100.4	△ 1.7	92.80	11,090
22年度	447,951	1.6	82,657	1.5	99.9	0.1	99.9	△ 0.4	85.69	9,755
23年度	477,426	3.4	89,758	4.6	100.3	0.4	99.8	△ 0.1	79.05	10,084
23年 7～9月	128,780	2.1	23,776	3.7	100.2	0.7	99.8	0.1	77.84	8,700
10～12月	121,391	6.2	22,708	8.1	99.9	0.0	99.6	△ 0.3	77.39	8,455
24年 1～3月	113,174	1.9	22,033	2.0	100.6	0.5	99.9	0.3	79.28	10,084
4～6月	120,969	1.6	23,336	1.6	100.6	0.0	100.0	0.2	80.17	9,007
7～9月	134,456	0.1	25,251	△ 2.2	99.8	△ 0.4	99.4	△ 0.4	78.62	8,870
23年 10月	40,404	9.2	7,587	13.5	100.0	0.0	100.0	△ 0.2	76.77	8,988
11月	38,755	6.0	7,314	7.3	99.7	△ 0.2	99.4	△ 0.5	77.54	8,435
12月	42,232	3.7	7,806	4.0	100.1	0.1	99.4	△ 0.2	77.85	8,455
24年 1月	37,732	1.0	7,235	1.6	100.2	0.3	99.6	0.1	76.97	8,803
2月	36,532	5.2	7,082	4.4	100.4	0.4	99.8	0.3	78.45	9,723
3月	38,910	△ 0.1	7,715	0.3	101.3	0.9	100.3	0.5	82.43	10,084
4月	38,552	4.6	7,598	6.2	101.1	0.6	100.4	0.4	81.49	9,521
5月	40,899	1.4	7,920	1.7	100.6	△ 0.1	100.1	0.2	79.70	8,543
6月	41,518	△ 0.8	7,818	△ 2.7	100.2	△ 0.4	99.6	△ 0.2	79.32	9,007
7月	45,481	△ 1.2	8,604	△ 3.4	99.7	△ 0.6	99.3	△ 0.4	79.02	8,695
8月	46,144	△ 0.9	8,672	△ 1.4	99.6	△ 0.6	99.4	△ 0.4	78.66	8,840
9月	42,831	2.5	7,975	△ 1.7	100.0	0.0	99.6	△ 0.3	78.17	8,870
10月	42,382	0.7	8,057	△ 2.0	99.9	0.0	99.6	△ 0.4	78.97	8,928
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は既存店ベースによる。

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
20年度	150,123	△11.2	39,145	△19.2	63,490	△11.3	47,488	△ 3.4	3,908,880	△11.0
21年度	160,116	6.7	49,078	25.4	66,223	4.3	44,815	△ 5.6	4,175,457	6.8
22年度	152,734	△ 4.6	46,592	△ 5.1	62,462	△ 5.7	43,680	△ 2.5	3,788,315	△ 9.3
23年度	157,858	3.4	47,806	2.6	63,715	2.0	46,337	6.1	4,009,988	5.9
23年 7～9月	40,904	△11.8	12,485	△15.0	17,288	△10.5	11,131	△ 9.8	978,161	△11.0
10～12月	33,241	25.0	10,607	29.4	12,272	19.4	10,362	27.5	934,259	24.6
24年 1～3月	53,637	48.8	16,515	59.9	21,194	45.3	15,928	43.2	1,448,886	50.3
4～6月	46,871	55.8	12,391	51.1	18,329	41.4	16,151	81.1	1,076,878	66.0
7～9月	45,787	11.9	13,103	4.9	18,289	5.8	14,395	29.3	1,138,766	16.4
23年 10月	12,222	28.8	3,757	35.6	4,743	32.1	3,722	18.9	320,778	27.5
11月	11,817	23.9	3,704	21.4	4,353	13.3	3,760	42.2	323,659	25.1
12月	9,202	21.5	3,146	32.3	3,176	11.7	2,880	22.6	289,822	20.9
24年 1月	11,961	39.5	3,496	49.8	4,629	32.7	3,836	39.3	358,685	38.4
2月	14,611	30.6	4,387	38.2	5,646	30.8	4,578	23.8	449,285	31.7
3月	27,065	66.3	8,632	79.1	10,919	60.9	7,514	60.9	640,916	76.3
4月	14,461	90.7	3,675	83.2	5,987	82.4	4,799	109.2	306,261	99.5
5月	13,991	72.8	3,731	64.3	5,082	65.9	5,178	87.4	337,976	68.6
6月	18,419	27.9	4,985	27.1	7,260	9.8	6,174	60.0	432,641	46.8
7月	18,751	30.4	5,108	25.5	7,802	18.6	5,841	56.7	445,239	42.3
8月	12,416	8.7	3,551	3.0	4,654	△ 3.4	4,211	33.3	315,790	15.6
9月	14,620	△ 3.2	4,444	△10.5	5,833	△ 1.0	4,343	2.3	377,737	△ 3.7
10月	12,306	0.7	3,122	△16.9	5,073	7.0	4,111	10.5	299,334	△ 6.7
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
20年度	36,050	△15.0	10,392	0.3	858,082	△ 2.9	117,951	0.1	97,221	△13.1
21年度	27,616	△23.4	7,753	△25.4	937,665	9.3	123,776	4.9	77,405	△20.4
22年度	29,922	8.4	8,190	5.6	819,440	△12.6	112,827	△ 8.8	84,480	9.1
23年度	31,573	5.5	8,412	2.7	749,583	△ 8.5	112,249	△ 0.5	89,742	6.2
23年 7～9月	8,734	5.6	2,296	7.9	237,098	△ 5.0	31,142	△ 3.4	23,122	5.8
10～12月	8,953	14.8	2,090	△ 4.5	117,632	△ 9.4	26,283	3.6	20,458	6.7
24年 1～3月	5,153	△12.8	1,995	3.7	128,347	△21.3	26,688	10.3	24,310	3.3
4～6月	9,277	6.2	2,159	6.2	292,021	9.6	32,508	15.5	21,469	△ 1.7
7～9月	10,094	15.6	2,271	△ 1.1	272,804	15.1	35,292	13.3	22,058	△ 4.6
23年 10月	3,279	17.7	673	△ 5.8	55,287	△ 0.4	10,702	3.2	6,158	1.5
11月	3,465	32.6	726	△ 0.3	41,247	4.7	8,447	6.8	6,607	12.5
12月	2,209	△ 8.0	691	△ 7.3	21,098	△39.7	7,134	0.6	7,693	6.3
24年 1月	1,330	△31.8	660	△ 1.1	10,694	△40.4	5,661	8.5	5,915	5.7
2月	2,084	16.0	669	7.5	13,431	△20.6	7,049	16.8	7,127	8.9
3月	1,739	△19.5	666	5.0	104,222	△18.7	13,978	8.0	11,269	△ 1.1
4月	3,300	23.3	736	10.3	119,097	0.8	12,431	5.4	7,028	6.6
5月	2,720	△ 1.0	696	9.3	82,380	12.4	8,686	36.7	6,420	1.0
6月	3,257	△ 1.6	726	△ 0.2	90,544	20.7	11,390	14.1	8,022	△ 9.9
7月	3,321	2.1	754	△ 9.6	108,409	22.5	12,149	26.6	6,703	1.7
8月	3,473	12.3	775	△ 5.5	96,270	29.0	11,368	19.2	6,399	△ 6.1
9月	3,300	38.1	742	15.5	68,125	△ 8.0	11,775	△ 1.9	8,956	△ 7.8
10月	4,303	31.2	843	25.2	60,807	10.0	13,721	28.2	6,233	1.2
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需 (原系列)。

年月	来道客数		有効求人倍率 (常用)		完全失業率		企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍 原数値	倍 原数値	% 原数値	% 原数値	件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
20年度	12,253	△ 4.4	0.43	0.73	5.0	4.1	741	21.5	16,146	12.4
21年度	11,539	△ 5.8	0.35	0.42	5.2	5.2	489	△34.0	14,732	△ 8.8
22年度	11,171	△ 3.2	0.41	0.51	5.2	5.0	456	△ 6.7	13,065	△11.3
23年度	10,722	△ 4.0	0.46	0.62	5.2	4.5	464	1.8	12,707	△ 2.7
23年 7～9月	3,486	△ 3.3	0.45	0.59	5.1	4.5	104	△ 6.3	3,108	△ 3.8
10～12月	2,643	0.7	0.49	0.67	4.4	4.3	102	△ 4.7	3,103	△ 5.9
24年 1～3月	2,441	8.4	0.53	0.73	5.5	4.5	135	8.0	3,184	△ 0.8
4～6月	2,674	24.2	0.50	0.66	5.7	4.6	124	0.8	3,127	△ 5.6
7～9月	3,661	5.0	0.56	0.73	5.0	4.3	108	3.8	2,924	△ 5.9
23年 10月	1,010	0.5	0.49	0.65	↑	4.4	31	3.3	976	△14.0
11月	792	△ 2.0	0.50	0.67	4.4	4.3	38	2.7	1,095	3.2
12月	840	3.5	0.49	0.69	↓	4.2	33	△17.5	1,032	△ 6.3
24年 1月	762	△ 2.4	0.51	0.72	↑	4.5	33	△15.4	985	△ 5.3
2月	787	△ 2.9	0.54	0.74	5.5	4.4	50	22.0	1,038	5.1
3月	892	35.1	0.54	0.73	↓	4.7	52	15.5	1,161	△ 1.8
4月	749	33.4	0.49	0.66	↑	4.8	41	△21.2	1,004	△ 6.6
5月	914	22.8	0.50	0.65	5.7	4.5	41	10.8	1,148	7.1
6月	1,011	19.4	0.51	0.66	↓	4.4	42	23.5	975	△16.3
7月	1,119	5.1	0.53	0.70	↑	4.4	33	△ 2.9	1,026	△ 5.0
8月	1,379	6.9	0.56	0.73	5.0	4.2	41	△ 2.4	967	△ 5.7
9月	1,163	2.9	0.60	0.76	↓	4.2	34	21.4	931	△ 6.9
10月	1,065	5.5	0.61	0.77	—	4.1	34	9.7	1,035	6.0
資料	(社)北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。

主要経済指標（４）

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
20年度	377,154	△ 1.1	711,456	△16.4	1,552,449	11.9	719,104	△ 4.1
21年度	322,642	△14.5	590,079	△17.1	977,663	△37.0	538,209	△25.2
22年度	342,527	6.2	677,888	14.9	1,228,540	25.7	624,567	16.0
23年度	374,313	9.3	652,814	△ 3.7	1,636,597	33.2	697,000	11.6
23年 7～9月	97,242	16.1	171,113	0.5	373,406	34.9	175,302	13.8
10～12月	91,341	1.4	163,270	△ 5.5	423,350	43.8	175,095	12.4
24年 1～3月	93,239	7.8	161,526	△ 1.6	466,731	29.2	176,958	9.9
4～6月	96,021	3.8	164,422	4.8	372,845	△ 0.1	178,241	5.1
7～9月	91,643	△ 5.8	157,168	△ 8.1	r 382,011	2.3	r 175,680	0.2
23年 10月	30,349	△ 1.0	55,069	△ 3.8	132,407	46.1	57,899	17.9
11月	32,214	32.7	51,962	△ 4.5	146,382	62.0	58,874	11.5
12月	28,778	△18.2	56,239	△ 8.0	144,561	27.4	58,322	8.2
24年 1月	28,289	3.9	45,105	△ 9.2	154,611	33.8	59,919	9.6
2月	28,683	10.6	54,384	△ 2.7	155,447	27.0	54,130	9.3
3月	36,267	8.7	62,037	5.9	156,673	27.1	62,908	10.6
4月	38,836	19.5	55,660	7.9	149,128	11.5	60,899	8.1
5月	27,692	△23.7	52,332	10.0	119,158	△14.3	61,504	9.4
6月	29,493	24.5	56,430	△ 2.3	104,559	4.2	55,838	△ 2.2
7月	33,592	10.4	53,131	△ 8.1	114,360	△ 4.9	58,356	2.2
8月	31,915	0.8	50,453	△ 5.8	r 140,078	5.3	58,092	△ 5.3
9月	26,136	△25.6	53,584	△10.3	r 127,573	6.3	r 59,232	4.2
10月	p 39,958	31.7	51,492	△ 6.5	p 149,017	12.5	p 57,002	△ 1.5
資料	財務省、函館税関							

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金（国内銀行）							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
20年度	129,951	2.0	5,647,019	2.6	91,056	2.3	4,222,593	4.3
21年度	134,970	3.9	5,796,078	2.6	92,746	1.9	4,161,697	△ 1.4
22年度	138,014	2.3	5,972,665	3.0	92,986	0.3	4,137,911	△ 0.6
23年度	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
23年 7～9月	137,402	2.4	5,933,910	2.7	92,342	0.8	4,122,257	0.4
10～12月	138,221	1.6	5,969,430	3.5	92,252	0.1	4,134,966	1.0
24年 1～3月	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
4～6月	140,050	1.9	6,079,528	2.2	91,643	1.2	4,138,076	1.4
7～9月	140,199	2.0	6,087,754	2.6	93,474	1.2	4,183,535	1.5
23年 10月	136,212	1.8	5,899,870	3.0	91,531	0.1	4,089,101	0.5
11月	136,886	1.7	5,952,979	3.4	91,265	0.2	4,092,197	0.8
12月	138,221	1.6	5,969,430	3.5	92,252	0.1	4,134,966	1.0
24年 1月	136,497	1.9	5,951,544	3.3	91,741	0.2	4,103,383	0.9
2月	136,537	1.6	5,955,983	2.6	92,027	0.4	4,109,770	1.1
3月	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
4月	140,255	1.8	6,063,705	1.9	93,185	0.3	4,126,196	0.7
5月	139,228	1.9	6,068,045	1.8	91,951	0.7	4,111,190	0.9
6月	140,050	1.9	6,079,528	2.2	91,643	1.2	4,138,076	1.4
7月	138,489	1.4	6,027,044	2.3	91,278	0.5	4,122,970	1.0
8月	138,754	1.8	6,014,538	2.0	91,317	0.5	4,122,558	1.4
9月	140,199	2.0	6,087,754	2.6	93,474	1.2	4,183,535	1.5
10月	139,010	2.1	6,023,574	2.1	92,312	0.9	4,144,273	1.3
資料	日本銀行							



調査レポート 2013.1月号 (No.198)

平成24年 (2012年) 12月発行

発行 株式会社 北洋銀行

企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部
電話 (011)231-8681



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙を使用しています。